

スポーツ団体ガバナンスコードに係る日本障がい者スポーツ協会の自己説明について

1. JPSAスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況に関する自己説明及び公表内容

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	当協会は2013年に協会の将来ビジョン「障がい者スポーツの将来像」を策定し、公表している。将来ビジョンの策定にあたっては、役職員や構成員から幅広く意見を募った。当協会ではビジョンに基づく諸施策の実行にあたり、将来ビジョン達成に向けたアクションプランを設定、アクションプランの進捗を定期的に確認している。2021年以降のビジョン見直しを検討する予定。	協会ビジョン、アクションプラン
	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会の組織及び事業の規模に鑑み、その組織運営及び業務遂行上、経済合理性を踏まえ、円滑に業務を遂行するに必要な範囲で採用活動を行うこととしている。現状、当協会では定期採用を行っていないが、関係の役職員から幅広く意見を集約したうえで、不定期でキャリア採用を実施することにより、当協会の業務遂行に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。また、人材の育成の観点からも職員の業務遂行に必要な外部の研修を都度、受講させるようにしている。	協会ビジョン、アクションプラン
	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、協賛企業とのパートナーシップ制度、公的団体（全国生協連等）からの助成金、そして一般企業および個人（東京マラソンチャリティーランナー等）からの寄付金がある。その中で中心となる協賛企業は2020年3月現在で34社ある。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。2013年にビジョン策定当時はパートナー企業倍増を目標に掲げ、計画的増大（2014年6社→2019年34社）を図ってきた。2020東京大会終了後以降についても企業数の維持・拡大に積極的に努めていく。また、一般企業や個人に対しては、協会に係る事業の重要性を示し、広く協力を求めている。こうした計画の策定に際しては、関係の役職員から幅広く意見を募っている。	協会ビジョン、アクションプラン、パートナー企業一覧
[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、それぞれ25%、40%と設定している。（現在はそれぞれ44%、28%） 理事の選任にあたっては、障がいの種別・競技種別・外部・女性・法令・障がい当事者・アスリート・有識者に関して知識を有する者に委嘱し、多様性を確保しているが、今後ともコードを意識した役員構成となるよう、適任者の選任に努めていく。 次期役員（任期:2021-2022年度）改選時には、特に女性理事の割合を少なくとも現行以上に高めるように努める。また、次々期役員（任期:2023-2024年度）改選時には、GCに掲げられた数値を達成することを目標とする。	定款、役員名簿

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	外部評議員及び女性評議員の目標割合については、理事の目標割合と同様の水準になるよう努めることにしている。（現在はそれぞれ55%、20%） 評議員の選任にあたっては、障がいの種別・競技種別・外部・女性・法令・障がい当事者・アスリート・有識者に関する知識を有する者に委嘱し、多様性を確保しているが、今後ともコードを意識した役員構成となるよう、適任者の選任に努めていく。	定款、評議員名簿
	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会の内部組織である日本パラリンピック委員会にアスリート委員会を設置している（H28年4月設置）。アスリート委員会の議事内容は、日本パラリンピック委員会の運営委員会に報告しており、アスリートの意見を組織運営に反省させるように努めている（2019年度の開催回数は総会1回・幹事会4回）。委員の選出にあたっては、男女・障がい区分・競技種目・夏季競技および冬季競技を考慮しており多様性を確保している。	アスリート委員会規程、アスリート委員会規程
	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事の定数は10名以上から18名となっており、現在は18名の理事で理事会が構成されている。理事については、性別・障がい種別・競技種別などを配慮し、また経営部門に長けた民間企業出身者・学識経験者・アスリート・指導者等で幅広く構成しており、協会の事業規模に照らしてみても、現在の理事会の規模は適正で実効性を確保していると考えている。	定款、役員名簿
	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の新任時の年齢は「満70歳を超えていないこと」を定めている。また、理事の選任にあたっては外部からも選任することになっている。	役員選任規則 役員名簿
	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	ガバナンスコードに記載された範疇で任期の上限を定めている。 理事の任用期間については、ガバナンスコードによる期間（原則10年）を適用しており、国際スポーツ機関の役員、代表理事及び業務執行理事等で中長期的事業等の実現に必要な理事については、役員候補者選定委員会において、当該理事の実績及び特別な事情等について評価した上で12年を上限に任用することとしている。なお、協会運営の主要業務を担う代表理事等の上限については、障害の種類等により異なる競技団体の状況把握、競技団体及び関係機関（団体）等との緊密な連携を図るための信頼関係を構築する期間、世界が認める実績への活動期間、国際貢献等の役割を果たすための国際スポーツ機関への役員派遣期間など、長期的な視点に立った事業活動を責任をもって実行するために必要な最小限の期間を考慮している。	役員選任規則 役員名簿
	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	理事会とは独立した機関として役員候補者選定委員会（委員会）を設置しており、外部評議員・監事・有識者等で構成することになっている。	役員候補者選定委員会名簿
[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	協会及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。協会倫理規定第4条に役員等団体は「関係法令や規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとること」を謳っている。	倫理規程
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な一般的な規程を整備している。	定款、組織規程、倫理規定、就業規則、JPC運営規程
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程等を整備している。	個人情報保護取扱規程、相談窓口設置規程、組織規程、文書取扱規程ほか
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員等の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役員等の報酬等に関する規程及び事務局職員の給与を定める給与規程を整備している。	役員等報酬規程、給与規程
	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章において、JPSAの財産及び会計について定めているほか、法人の財産に関する各種規程を整備している。	定款、会計規程、資金運用規程、特定費用準備資金取扱要領

原則	審査項目	自己説明	証書類
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	公益財団法人のルールに則った財政的基盤を整えるための規程を整備しており、規程に沿った運用をしている。	会計規程、資金運用規程、財産管理運用規程
	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当協会の内部組織である日本パラリンピック委員会は東京2020大会に向けた選手団編成方針及び選手選考基準を作成・公表（2019年6月6日）している。 アスリート委員会を設置して、アスリートの権利保護を図っている。	選手団編成方針及び国際総合競技大会派遣規程、アスリート委員会規程
	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	JPSAは統括団体であり、各競技の審判員を選考する立場にないことから、本原則については適用対象外。	NA
	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	弁護士、税理士からのサポートを日常的に得られる体制を確保している。また、職員の業務遂行上、法的知識を習得するために必要な外部の研修を都度、受講させるようにしている。	法律事務所との顧問契約、監査法人との監査契約
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会に相当する倫理委員会を設置している。倫理委員会規程において、倫理委員会の役割と権限事項を明確に定めている。現在は必要に応じて開催しているが、今後、コンプライアンス面での内容について重点を置き、年1回以上の開催に努める。コンプライアンス強化の観点から倫理委員会の役割と構成メンバー（女性委員の配置等）の見直しを2021年3月末までに行う予定。	倫理規程、倫理委員会規程
	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	現在、倫理委員会の構成員には有識者として弁護士を入れているが、今後、有識者の配置について2021年3月までに再検討する。	倫理委員会名簿

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPSA倫理規程において役職員の法令遵守について定め、周知を行っている。毎年3月に実施するNF等を対象にした三協議会合同会議には必ずコンプライアンスの講義を含めている。また、競技団体等を対象に実施するインテグリティ研修に関係役職員の参加を積極的に促し、参加させている。インテグリティに関連する分野の参考資料を役員に共有するなど、役職員のコンプライアンス意識の向上に努めている。役員に対しては2021年度以降は少なくとも年1回、コンプライアンス教育を導入する方向で検討する。	協議会合同会議資料
	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPC強化指定選手に対しては、集合研修会の実施等によりコンプライアンス教育を実施している。また、強化指定から3年以内の新人アスリートを対象とした研修でコンプライアンス教育を実施しているほか、JPCの監督・コーチ会議においてコンプライアンス研修を実施している。また、NFが自ら研修を実施する際には講師の紹介や資料の提供を行う等の支援を行っている。2020年度から障がい者スポーツ指導者養成カリキュラムを改定し、スポーツインテグリティの項目を追加した。	研修会開催要項
	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JPSAは統括競技団体であり、各競技の審判員に対してコンプライアンス教育を実施する立場にはないため、本原則は適用しない。	NA
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。	顧問契約・業務委託契約
	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	会計に関する取引を正確、迅速に処理し、財政状態及び正味財産の増減ならびにキャッシュフローの状況を報告している。事業活動の計数的統制とその能率的運用を図るための規程を整備し、公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づき、業務を進めている。 JPSAの目的を理解し、その達成に向けて尽力するに十分な見識と能力を満たしているもので、会計に詳しい者を監事として選任している。 公認会計士による外部監査を受け、取引の検証、内部統制の評価を受けているほか、必要に応じて補助事業主の監査、関係省庁の実地検査、公益認定等委員会による立ち入り検査を受けている。	定款、会計規程、資金運用規程、特定費用準備資金取扱要領、監査報告書
	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による実地検査を受けている。	民間スポーツ振興費等補助金交付要綱、選手強化NF事業補助金等適正使用ガイドライン
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、協会HPにより法令に基づく開示を行っている。また、これらの書類は閲覧請求に対応するため、協会事務所に備え置きしている。	財務等に関する資料
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	当協会の内部組織である日本パラリンピック委員会は東京2020大会の選手団編成方針及び選手選考基準を2019年6月6日付で公表している。	選手団編成方針及び選手選考基準
	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報を開示すること	当協会のガバナンスコードの遵守状況を2020年4月にホームページで公表した。	JPSAのHP
[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	協会倫理規定において、役員等及び団体は「日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない」と定めている。契約締結の際には、利益相反の有無という観点からの確認を実施している。	倫理規程、倫理ガイドライン
	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2020年度上期中を目的に利益相反ポリシーを策定する予定。	倫理規程、倫理ガイドライン
[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	暴力行為・不正行為等相談窓口の設置に関する規程を定めており、暴力行為・不正行為等相談窓口を協会内及び外部の弁護士事務所に設置している。また、協会ホームページ、協会が主催する研修会等での周知を図っている。 この規程には、相談内容に関する守秘義務、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを定めている。	スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口設置規程
	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	相談窓口に通報があった際には、弁護士等に相談できる体制を敷いている。また、協会外の法律事務所にも相談窓口を設置し、通報に対応できる体制となっている。	スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口設置規程
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	関連規程を定め、協会ホームページに公開するとともに、各団体にも通知している。規程には、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続、処分審査を行うにあたって、処分対象者に対し、弁明の機会を設けること、また、処分結果の通知方法についても定めている。	登録・加盟団体への通知文書、倫理規定、登録・加盟団体の処分に関する内規
[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査は中立性と専門性が担保されている倫理委員会で行うこととなっている。	倫理委員会名簿
[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人	JPSA登録・加盟団体の処分に関する内規には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めている。	JPSA登録・加盟団体の処分に関する内規、JSAA規

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>正な解決に取り組むべきである。</p>	<p>日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること</p>		<p>則集</p>
	<p>(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること</p>	<p>近年、処分事例の発生はないが、処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知することとしている。</p>	<p>JSAAのHPにて、スポーツ仲裁自動応諾条項を採択している団体として公表されている。</p>
<p>[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること</p>	<p>有事発生の際の緊急連絡網の構築は完了。 危機管理マニュアルを2020年度中を目途に策定する予定であり、その中には不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れについても含める予定。</p>	<p>緊急連絡網</p>

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。</p>	<p>(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施</p>	<p>不祥事の定義は次のとおりとしており、 1) 法令に違反していると判断される事案 2) 社会規範に違反していると判断される事案 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、再発防止策の提言等を危機管理マニュアルに盛り込む予定である。 なお、この定義に照らしても、過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。</p>	<p>NA</p>
	<p>(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施</p>	<p>過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しないが、外部調査委員会を設置する場合は審査項目（委員の構成）を参考としたい。</p>	<p>倫理委員会規程</p>
<p>〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>障がい者スポーツ協会協議会に登録している都道府県・指定都市の障がい者スポーツ協会については、権限関係にはない。但し、登録団体に対して、ガバナンス等の研修会を実施し、指導・助言等を行っており、また、都道府県等協会に委託事業等を実施した場合においても、指導・助言・支援を実施している。障がい者スポーツ競技団体協議会に登録している競技団体については、ガバナンス等の研修会を実施し、指導・助言等を行っている。日本パラリンピック委員会の加盟団体については、障がい者スポーツ協会協議会と同様の指導等を行っている。なお、早急に加盟団体規程を定め、加盟の要件、加盟団体の義務及び加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導助言、処分等を実施することができるようにする予定。</p>	<p>定款、組織図、国庫事業委託契約書</p>

原則	審査項目	自己説明	証憑書類
<p>〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>毎年3月末に開催する三協議会の合同会議の場を通じて情報提供、運営に必要なコンプライアンス等の研修実施している。その他にも随時、各種会議や研修を通じて地方組織に対する情報提供を行っている。</p>	<p>協議会合同会議資料</p>